

告 示

埼玉県北本県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十八年五月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年五月三十一日

埼玉県北本県土整備事務所長 久保田 浩 二

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 加須鴻巣線
- 三 道路の区域

旧 B	新 A	旧 A	旧 新 別
鴻巣市笠原字永井戸一五〇二番一 地先から同市上谷字下川面八三六 番一地先まで	一地先まで	鴻巣市笠原字永井戸一三五一番七 地先から同市上谷字砂場八三一番 一地先まで	区 間
一〇・三〇から一三・六八	一一・二一から一三・〇二	七・八三から一一・五五	敷地の幅員 (メートル)
九一・八八	一三一・一七		延長 (メートル)
平成二十五年五月二十八日付け埼玉県北本県土整備事務所長告示第六号で設置した迂回路の撤去及び歩道整備によるものである。			備 考